

平成25年度監査結果に対する措置事項の公表
(南区役所)

- 1 監査結果公表年月日
平成25年9月6日(広島市監査公表第36号)
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日
平成27年11月27日(広南調第4号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

元宇品町財産区における財産管理について(所管課:南区役所市民部区政調整課)	
監査の結果	措置の内容
<p>元宇品町財産区では、宗教法人が財産区土地の一部を無償で占有している状態にあり、これまでも、適正な価格での賃貸借契約の締結等について宗教法人と協議を重ねてきているが、解決には至っていない。</p> <p>そのような状況の中、今回の定期監査における現地調査で、宗教法人が財産区に無断で新たに堅固な工作物(コンクリート製の水汲み場等)を設置していることを確認した。</p> <p>現時点で、宗教法人による事実上の財産区土地の無償利用の状態が相当期間継続しており、賃料相当損害金の問題も発生している上、賃貸借契約の締結等について協議を重ねている中で、無断で工作物を設置されたことは、大きな問題である。</p> <p>については、適正な財産管理となるよう、早急に必要な措置を講じられたい。</p>	<p>監査後においては、宗教法人に対し、同法人が正当な権原なく占有している土地に係る賃貸借契約等の締結を引き続き求めるだけでなく、無断での工作物の設置に対して抗議し、原状回復等どのように対応するつもりか回答を求めたが、同法人は、いずれにも応じなかった。このため、同法人に対し、平成11年6月11日(同法人が提訴した訴訟において同法人が当該土地の所有者でないことが確定した日の翌日)から平成27年2月28日までの間の賃料に相当する額の不当利得の返還及び利息の支払を請求したが、同法人は、これに応じず、もはや自発的に請求に応ずる可能性がないと判断されるため、平成27年7月3日付けで、同法人に対し不当利得の返還及び利息の支払を求める訴訟を、広島地方裁判所に提起した。</p>